

【佐藤浩雄議員】

おはようございます。無所属の会の佐藤浩雄君です。平成 18 年度決算と財政問題の諸課題について質問させていただきます。

平成 18 年度一般会計及び企業会計の決算審査を行わせていただきました。

監査委員の意見書を見ますと、実質収支は 12 億 5,000 万円の黒字、実質単年度収支は 2 億 9,000 万円の黒字であります。財政指標の経常収支比率では 91.8% で 0.2 ポイントの改善、実質公債費率では 15.2% で 0.8 ポイント悪化しており、県内景気が不透明なことから歳入の伸びは期待できず、当年度期末県債残高が 2 兆 4,980 億円となり、過去最高であった前年度より 627 億円増加し、償還額も高水準で移行することから、本県財政は依然として厳しい状況が続くものと考えられています。

私も増嵩する県債残高と県債費は、県税収入が 6.4% も伸びて、2,607 億円となっているにもかかわらず、県債費は 2,635 億円と約 30 億円を上回っており、厳しい我が県財政の状況を示していると考えます。

地方財政健全化法が 52 年ぶりに改正されて初めての決算であり、決算審査でありました。県財政の健全性は、税という希少資源を委託した県知事に無限の担保力を提供している県民の立場からすれば、決算は最も重要な課題ですから、知事も健全財政に全力で取り組んでこられたと思いますし、決算の承認は知事の受託責任と説明責任がかかった重大な問題ですので、平成 18 年度決算書を見て、知事の感想、認識をお聞かせ願いたいと思います。

第 2 に、我が県財政を取り巻く状況についてお伺いします。

地方分権一括法により、機関委任事務はなくなり、法定受託事務と自治事務になり、国と自治体は対等平等で、協力し合う関係となったはずでありました。

ところが、地方分権推進委員会の勧告の税源移譲先行路線は全く実行されず、国が地方財政計画でマクロ的にもミクロ的にも財源保障したにもかかわらず、三位一体改革の中で一方的に地方財政計画を縮小し、国庫補助負担金については 4 兆 7,000 億円削減したにもかかわらず、補助率を削減しただけで、決定権は各省庁が持ったまま、税源移譲は 3 兆円で、自治体の財政力や権限は強化されていません。しかも、交付税はこの 3 年間で 5 兆 1,000 億円削減しました。

その結果、財政力が弱く、地方債残高の多い地方自治体は一挙に財政危機を迎え、財政破綻の危機を迎えているのです。その典型的な例が夕張市の財政破綻であり、夕張市が特別ではありません。

普通会計決算審査特別委員会で、「我が県の交付税収入が三位一体改革によって 530 億円削減され、これでは裁量もふえない。地方財政について、地方と国がきちんと協議をする場が必要だ」と答弁しております。

私は、特に地方交付税法違反を繰り返す国に対して裁判も考えるべきと提案してまいりましたが、今まで知事は、どのような意見をどのような方法で国に我が県の意見を伝えてきたのか、お伺いするとともに、地方分権に逆行する現在の三位一体改革に基づく税源移譲や地方交付税削減に対しどのように闘われるのか、お考えをお伺いいたします。

第 3 に、地方法人二税の地方への移譲とふるさと納税についてお伺いします。

財政制度等審議会は、税収格差解消のために地方法人二税を地方再生枠で補てんする方針を打ち出しています。

そもそも地方債許可制度と地方財政計画で我が国の裁量的財政政策を押しつけ、特に基準財政需要額に地方債の元利償還金を加算する方法で交付税を補助金化し、政策誘導してきたのは国であります。

その結果、地方交付税法違反が 12 年間続いているのであり、交付税特別会計には 54 兆円も借り入れをつくり、赤字地方債である臨時財政対策債で交付税を補てんしてきたのであります。

その結果、地方債現在高がとりわけ特例債や補正予算債が何倍にも急増したのは、国の財政政策に地方公共団体が誘導されたからであります。

今度は、地方分権の推進と三位一体改革の美名のもと、地方交付税 5 税の税率改正もせず、交付税総額を減らし、逆に交付税特別会計の借り入れと地方債によって、地方に借金を押しつけてきました。このように国家財政健全化優先路線をとってきた結果、地方財政全体が深刻な危機に見舞われてきたのです。

したがって、今日の地方財政の危機を回避するには、まず地方交付税法違反をやめさせ、交付税財源を確保すべきです。既に地方分権推進委員会の中で共同税が提案されており、交付税財源 5 税を直接交付税特別会計に入れるべきであるとの提言を受けています。それも国は無視し続けています。しかも、今まで交付税改正は一回もやったこともなく、いつも地方の敗北に終わらされてまいりました。

しかし、今回は違います。夕張市のように国の財政政策で財政危機をつくらされ、国の地方交付税削減で破綻させられていくような全く地方分権に逆行する道についていき、地方は疲弊し、格差は拡大する地方自治の自殺の道を歩むのか、それとも不当な国の地方交付税法違反と闘い、真の自治分権を闘い取るのかの分かれ道と考えています。

地方法人二税の地方への再配分は、そもそも地方税である地方法人二税を国が勝手に地方交付税と別枠で配付するもので、国家財政は何の負担もせず、地方公共団体同士を争わせる戦略で地方団体を分断しようとしており、許せることはできません。

また、ふるさと納税は、複雑な手続の上、地方財政健全化にはほとんど効果がないのに、寄附金控除額を現行の10万円から5,000円に引き下げたり、寄附団体を拡大しようとしております。

地方法人二税の再配分は、地方税の原則である応益負担の原則にも反しており、認められるわけではありません。

また、このように国が地方分権の本旨を誤らせ、本来、地方財源である地方法人二税や地方交付税を国の財政政策のために使い、しかも地方公共団体同士を争えるやり方は地方自治を否定するものであり、許せません。

これ以上地方分権を否定するなら、地方交付税財源の国税をすべて地方税にして、逆交付税で国の防衛や外交、長大な公共事業の財源を逆交付してやったほうが、今、問題になっている防衛利権汚職や年金不正問題が発生しないとさえ考えます。知事のお考えをお伺いします。

第4に、地方財政健全化法の健全化基準や再生基準の策定についてお伺いいたします。

52年ぶりに地方財政健全化法が成立し、7日に総務省は早期健全化基準と早期再生基準の4指標の基準を決定し、地方自治体に通達したと報道されております。

今まで計算方法も明らかでないなど数値は計算できないとの答弁でしたが、今度はできるはずですので、まず4つの指標を明らかにしていただき、我が県の4つの指標の現状を明らかにしていただきたい。

また、地方財政は、前段で見てきたように、地方分権が換骨奪胎され、いつの間にか国家財政の健全化や国家の介入強化に利用されているのではないかと危惧さえしているのは私ばかりではないと思います。

その国の国家財政は、まさに2007年度で607兆円の長期債務残高で、破綻の危機を迎えています。その原因をつくったのは、財政構造改革の推進に関する特別措置法の廃止であります。その結果、国の裁量的財政政策の暴走によって、国家財政は破綻の危機を迎えているのです。その反省もなく、一番深刻な危機にある国家財政を健全化する国家財政健全化法もつくり、地方自治体に介入する地方財政健全化法を、夕張ショックを利用して制定しました。

地方自治の本旨に従えば、本来こうした地方財政健全化法も地方自治体みずからがつくり出すものであると私は考えます。もし国家の法律でなければ、それぞれの自治体が条例で制定したほうが、我が町、我が村の財政破綻基準は住民の総意で制定され、財政情報は住民が理解される形で透明性や事業や政策の有効性がチェックされ、長の受託責任が貫徹できるようにパブリックガバナンスが確立されるものと考えます。

それに反して、現在の早期健全化基準や財政再生基準は、住民に関係のない中央から決められ、地方自治に国から介入される結果を生むと危惧しています。例えば実質赤字比率の財政再生基準を5%に決めても6%に決めても、あるいは10%に決めても、それは再生基準に該当する自治体の数を決めているようなものであり、本質的な基準とはなっていないと考えます。

今回、早期健全化基準を3.75と11.25から15と決め、人口規模で基準に幅があるようですが、何が基準か、住民や県民にはわからないと思います。本来は実質収支が赤字になったときは財政危機に陥ったのであり、早期健全化基準や財政再生基準に触れたと考えるべきです。

国は、地方の意見も聞かず、基準を定めたり、連結実質収支比率は実質赤字にプラス10%に、実質公債費率は現行の起債制限比率を25%と35%とする基準のようです。また、将来負担比率は有識者懇談会で詰め、今回、早期健全化基準を350と400に決定し、財政再生基準はないようです。

こうした基準の決め方では、何が根拠か、国民にはわからないと思います。こうした国民から離れた姿の中央で基準を決めていくことに強い疑問を感じます。自己決定、自己責任の確立は、甘いものではないと考えます。

こうした自立の道を見ると、現在の地方財政健全化法の制定と基準の検討は、地方自治体の意見が反映されておらず、地方分権に反し、中央集権の強化につながるおそれがあると考えます。知事のお考えをお伺いいたします。

第5に、財政システム改革のための条例についてお伺いいたします。

地方財政健全化法の早期健全化基準や財政再生基準の4つの指標は、フローの従来の指標に加え、ス

トックの指標である将来負担比率も入っています。そうすると、財政健全化法の2年間の猶予期間が終わり、2008年度決算から新指標で計算しなければなりませんから、財政システムも2008年度までにこれらの指標が計算できる財政システム、財務諸表にしなければなりません。

12月4日の新潟県報道資料によれば、神保和男副知事を筆頭に8名の県幹部による会計制度改革会議を設置し、おおむね平成21年を目標に新公開制度や新財務会計システム導入による財務情報の公開がされるようですが、2008年度の導入目標からすると1年おくれるのではないかと思うし、財務諸表を見ても財源措置、持ち分計算書がなく、これで十分か不安です。

最も進んでいるはずの県レベルでこんな状況ですから、市町村ではもっと心配です。

報道によれば、県レベルでは貸借対照表は100%作成されていますが、行政コスト計算書では10.6%にぐっと落ちています。資金収支計算書や純資産変動計算書は、ゼロとなっています。

また、市町村レベルでは、貸借対照表ですらわずか6.4%、行政コスト計算書では1.4%、資金収支計算書は0.5%、純資産変動計算書は0.2%となっております。

我が県もバランスシートや行政コスト計算書は見ていますが、他の2つの計算書は見ていません。また、我が県の市町村ではどんな状況なのか、きっとお寒い感じもしますので、現在はどのような状況なのか、お伺いいたします。

また、財政健全化法の4指標ばかりでなく、今後は自治体個々が自己決定、自己責任の体制をつくるなら、財政システムも改革し、現行の単式簿記、現金主義から複式簿記、発生主義に変え、財務諸表も公表しなければなりません。

財政情報も住民ばかりでなく、地方債購入者などの利害関係者や行政内部関係者、議会や第三者機関や監査委員などの財務関係者に正確な財政情報を伝えなければならない義務があり、またそれが地方財政や地方債の信頼性を確立する上で絶対必要です。

今回の企業会計決算審査特別委員会でも指摘しましたが、工業用地造成事業会計では30億円の黒字が見込めると言っておりますが、残された工業用地を工業用地造成事業会計に売却するに当たって、20年先までの販管費、販売管理費や金利を考慮し、値引きして売却していますが、企業会計的に言えば利益隠しと批判されかねません。他会計に売却したり引き継ぐときのルールを策定すべきですが、それも会計制度を改革しなければできません。

また、財政赤字GDP比3%以内、ストックの数値でGDP比60%以内を決め、マーストリヒト条約を締結したユーロ圏13カ国すべてが財政赤字3%以内を達成したと報じられています。また、ストックの指標では黒字国も始めており、大きな成果をおさめています。それだけに、OECD諸国の財政成果を教訓にした財政システム改革を行うべきであります。これらの国は、マクロルールを決め、法律による目標や予算編成プログラム改革を実行し、成果をおさめています。こうした大きな成果を上げているOECD諸国やユーロ圏と我が国は、際立った差がついています。

予算編成に先立ち、予算編成方針や数年先の歳出上限を決め、それを議会に提出させたり、予算に伴い、長や内閣と各部長や閣僚との契約の公表や将来世代への負担金額を明示させること、決算では首相や閣僚、あるいは知事や長と部長との契約で明らかにした数値目標が達成されたかの政策評価や事務事業評価を必ず添付させ、説明責任を明らかにさせること、また決算の不承認は知事や長の不信任に値することを明示した財政システムを改革する条例を策定すべきと考えます。

会計制度改革会議もできたことですから、新潟県財政システム改革条例の策定に直ちに取り組んでほしいと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

第6に、財政指標についてお伺いいたします。

地方財政健全化法では、早期健全化基準や財政再生基準の指標として4つの指標が採用されています。しかし、ここに時間基準など将来世代への負担問題をどうするのか、財政民主主義の基本にかかわる指標がありません。少なくとも選挙権のない20歳以下の国民や住民は、予算という資源配分を決めるガバナンスレベルの決定には参加しておらず、意見、民意は反映されないまま、時間軸上の資源配分を誤れば、無限の担保力の提供を求められているのです。

事実、国家財政は、新潟大学の桜内元准教授の計算によれば、債務返済に25年以上かかると明らかにしております。我が県は、答弁では、累積債務の返済に29年以上の時間が必要になっており、時間軸上の資源配分を誤っているばかりか、財政が破綻していることを証明しています。

したがって、例えば選挙権のない20歳以下の国民やいまだ生まれていない国民の基本的な人権を守るために、時間軸上の資源配分は20年を限度とし、20年を超えたら健全化基準にすることも一つの考え方です。

こうした将来世代への国民の人権を守るために、長の受託責任と説明責任を確立し、財政を規律化させるために時間基準なども各種財政指標の中に入れ、新潟県財政システム改革条例の中に加えるべきと

考えます。

また、自己決定、自己責任の自治分権を確立するためには、財政分析を常時行い、公表する必要があります。そのための指標として、各研究機関が公表しているような、例えば資金繰りの指標としては、実質単年度収支赤字を基金残高で割った持続可能性指数、留保財源を元利償還金のうち交付税措置のない部分で割った償還財源指数、平均償還期間を債務償還可能年限で割った指標、経常収支比率の公債費分、これらを足した資金繰り総合指数、また償還能力の指標としては、公債費を除いた経常収支比率、債務償還可能年限、財政力指数などをあわせた償還能力総合指数、特に私は時間基準が大切だと考えますが、そうした財政指標などを取り入れた新潟県財政システム改革条例をつくるべきですが、知事のお考えをお伺いします。

第7に、東京電力による活断層の隠ぺいと30億円の寄附と核燃料税についてお伺いいたします。

6日の報道では、2003年度に柏崎刈羽周辺の20キロの活断層を発見しながら、東京電力ばかりでなく、原子力安全・保安院も一緒になって隠ぺいしていたことが報道されています。まさに原子力安全・保安院と東京電力が擬制血縁的な原子力一家であることを証明したような、絶対に許されない隠ぺい行為を行っていたことが明らかになっています。

また、同時に、東京電力が核燃料税と同額の30億円を寄附する決定に、知事は率直に感謝していると報道されています。しかし、新潟県中越沖地震による放射能漏れを起こした柏崎刈羽原子力発電所により我が県全体に与えた膨大な被害や活断層の存在を隠ぺいしていた東京電力の許されない行動、予定の3倍も出した電源交付金の決定を見ると、余りにもタイミングの合った30億円の寄附を大変疑問に思います。

活断層の存在を東京電力と原子力安全・保安院は4年も前に知っていたのですから、またも原子力一家の計画的隠ぺい工作ではないかと考えると、知事のように率直に感謝する気にはなれません。金で隠ぺい行為を買収したようなタイミングの寄附決定に大変疑問を感じます。

この寄附により、東京電力に対する認識や原子力発電所の安全確保に対する県の姿勢が変わることがあってはならないと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

9月補正で核燃料税がゼロ補正されました。税収には安定性などの税の備えるべき性質、原則がありますが、核燃料税にはそれが全く備わっていないことを9月定例会の核燃料税のゼロ補正は証明しています。

また、応益原則が地方税にはあります。核燃料が新潟県に入ったときから、いや、入る以前から警備や環境、交通、健康など、あらゆる分野で行政需要が発生しています。しかし、核燃料税は原子炉に入って発電し、送電されなければ、今回のように賦課することはできません。これでは、全く迷惑な施設が税金を大量に使用しながら、1円も負担はないということと同じです。

今回、柏崎市と刈羽村には電源立地交付金が3倍も出るそうですけれども、原発による経済的損失は県全体に及んでおり、しかも経済的損失は重大です。例えば原発から放射能が漏れたために、夏の海水浴客は全滅しました。私の地元の月岡温泉でも風評被害でキャンセルが相次ぎ、悲鳴が上がりました。こうした損失は、電源立地交付金の増額で対処できるものではありません。

まして常時膨大な行政需要を発生させている原発は、応益負担の原則からすれば、核燃料が存在するだけで行政需要を発生させているのですから、核燃料が我が県に入ったら税を納めるのが当然です。今回の核燃料税を全く納めないというのは、税制度そのものに問題があると考えます。

税の性格を核燃料保有税として、核燃料が新潟県に入ったら直ちに課税すべき税とするべきですが、知事の御見解をお伺いいたします。

第8に、病院会計の赤字についてお伺いします。

病院事業会計は、診療報酬の引き下げ3.16%と患者減少約20万人により、医業収益が40億円減少し、医業費用を18億円も削減する大変な努力、成果を上げながらも、医業損失が約101億円発生し、純損失約29億円を発生させ、累積欠損金が約401億円に達しております。しかも、危機的なのは、キャッシュフローを決める流動化比率で7.7%も悪化しており、現金比率は6.1%で、30.3%も悪化しております。

そこで、知事に県立病院の危機的な姿についてお伺いしましたが、知事は自己資本金268億円、資本剰余金229億円があり、合計で497億円あり、したがって会計上の問題で、減資ができれば401億円の累積欠損金は処理できるので、心配ない。会計処理ができなければ黒字倒産ということになるが、そんなことはしないとの答弁で、私も安心しました。

しかし、よく平成18年度の県立病院事業会計貸借対照表の資本を見ますと、借り入れ資本金の企業債が757億円あり、もし減資をするとすれば、この企業債も一緒に処理をしなければならぬと考えると、現実的には不可能であると考え、もし強行するなら一般会計で保障しなければならぬと考え

ます。したがって、県立病院事業会計の危機的な姿は変わりないと考えますし、このままことしも患者が減少するとなれば、深刻なキャッシュフローの危機を迎えるのではないかと考えますが、知事のお考えを再度お伺いいたします。

以上で終わります。(拍手)

【泉田裕彦知事】

佐藤浩雄議員の一般質問に順次お答えいたします。

まず、平成 18 年度の決算についてであります。

平成 18 年度は、7.13 新潟豪雨災害、そして新潟県中越大地震からの復旧・復興などの財政需要がありました。財政が残って県民生活が破綻するということは、あってはならないというふうに思っています。県民生活のための財政であり、また自治体であるというふうに考えております。そうした経費を賄うため、県債発行残高は若干ふえているということでもあります。しかしながら、県税収入の増加や内部管理コストの縮減により、実質収支の黒字は確保いたしております。

もしことし新潟県中越沖地震がなければ、県政史上初めて新潟県債は減少に転じていただろうという状況でありました。また、私が就任以降、財源対策的基金も積み増しできていたという状況でありましたが、今回の新潟県中越沖地震の対応で、またしても県債残高がふえるということに結果としてなってしまいましたけれども、これについてはキャッシュでそのまま残っている部分も当然あります。やはり県民生活をどうするかということが第一義に考えられなければならないというふうに思っております。

そういった中、先般、県債の格付をムーディーズ・インベスターズ社に依頼したところ、条件のいいほうの、上から 2 番目の高い評価をいただいたところであります。本県の財政状況が全国的に見て、とりわけ厳しい状況にあるわけではないと考えております。今後とも、県民の皆様にご不安を持たれないような財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、法人二税の再配分案等についてであります。

法人二税の再配分、また、ふるさと納税の制度の詳細が明らかではありませんので、現段階で評価をするということには至らないと思っております。

ただ、性格に関して申し上げますと、地方税の一部を国が徴収して、地方に再配分をするということになれば、事実上、地方税の減少による中央集権化が進行するということであり、本来、自分たちのことは自分たちで決めるという地方分権の趣旨に逆行するものであり、不適切であると考えております。

また、ふるさと納税については、地方財源の充実・強化という観点から、本来、地方交付税を必要なところにしっかり確保するという本来のねらいからずれているということであると、財源政策としてではなくて、どちらかという、もうほとんど気分の問題で、生まれたところにも納税できるようにしましょうという政策にしかならないと思っております。これは数字的に見ても、財政に影響を与えるような大きな金額にはならないというふうに考えております。

次に、地方財政健全化法の健全化基準についてであります。

これは議員御指摘のとおり、地方分権の観点から、国が地方財政についてルールを設定するときに一方的に定めるということは、極めて望ましくないと思っております。地方公共団体と十分に協議をしていただく必要があると考えております。

これについては、先ほどお答えしたとおり、地方と国の協議の場を設定することが必要と考えております。

地方財政健全化法の健全化基準等については、先日、制度の詳細について具体的な案を明らかにした上で、地方側の意見を聞く機会を設けるべきとの意見を国に提出いたしました。

増田総務大臣ともお話をしましたけれども、大臣はとにかく在任している間にフレームワークとしてどうしても一つなし遂げたいということを言われています。これは、岩手県知事をやられてきた経験から、地方の状況をよくおわかりだということで、私は高く評価をしておりますけれども、国と地方が話し合う仕組みをぜひつくりたいということを目標に掲げておられますので、ぜひこれを実現してほしいというふうに思っております。

次に、財政に関する条例の制定についてであります。

議決機関である議会、また、執行機関である首長の関係、決算審議の手続、添付書類など、地方自治法等の法令によって、既に枠組みが決められております。条例の制定が可能なのかどうかについては、時間をかけて、よく研究してみなければいけないということだと思っております。

なお、付言いたしますと、官が独自の制度を設けるから、いろんな制度をつくり、それからわかりにくい基準で、各省によってばらばらの基準をつくるというようなことになっていくのだと思っています。基本的には、だれでも見てわかるような国際会計基準に準拠したものを1つつくればそれで終わりということにすれば、問題が発生しないということだと思っています。

例えば、現行制度の中で、企業会計について、長期負債を資本の部に計上するということは、あり得ないのです。長期負債なのだから、負債の部に計上するというのが当たり前であるわけです。それが他人資本と称して資本の部に計上してあるということになるので、先ほど佐藤議員が誤解して、また質問されています。総務管理部長からお答えをいたしますけれども、別に資本の部に計上してあるものを一般会計で穴埋めしなくても、減資はできるわけです。そういう誤解を生んでしまうということだと思っています。

また、今回の財政制度改革で純資産変動計算書などという、また官のみの、そして日本のみの制度をつくらうという提案がなされていることも実態をわからなくする。本来だれでもわかる会計制度で透明性を持って、国際基準に合致してすればいいものをいろんな理屈をつけて官の制度をつくらうとするから、わからなくなるということだと思っております。

次に、東京電力に対する認識と原子力発電所の安全確保に対する姿勢についてであります。

今回の問題については、組織的な隠ぺいというよりは、活断層の可能性が出た段階で本来公表すべきものを上に上げずに、担当者の中でためてしまったというような、情報公開の先送りがなされたずさんな仕事ということであったようです。

一方、地域の一員として復興に協力したいという東京電力の申し出は、組織としての意思決定ということだと思っております。判断した部署、セクションは、東京電力という人がいないわけですので、それぞれ別のものとして考えるということが筋ではないかと思っております。地域の一員として復興に協力したいという善意については、災害で困っておられる方、大勢おられるわけです。これは、素直に受けとめたいというふうに思っております。

なお、この寄附を受けたからといって、県の姿勢が変わることはありません。

次に、核燃料税についてであります。

現行の核燃料税は、原子力発電所の立地に伴う行政需要に対応するということです。原子炉内に挿入する核燃料の取得価額を課税標準といたしており、原子炉の運転を前提とした制度になっています。先ほど佐藤議員が指摘されたように新潟県に入ってきたときに課税すればいいといっても、動かなければ入ってこないわけですから、結局同じことになるわけです。

それに加えて、原子炉の運転は長期間停止いたしております。被災した原子力発電所の今後のあり方が決まっていない段階で、核燃料税について議論することは時期尚早ではないかと考えております。

【鶴巻嗣雄総務管理部長】

4点についてお答えいたします。

地方財政に関する国への働きかけについてであります。知事がこれまでお答えしているとおり、地方交付税の確保、復元や地方と国の協議の場の設定について、全国知事会などの場で本県の考えを主張するとともに、各県と連携して国に訴えてきました。

今後とも、引き続きこうした働きかけを続けてまいります。最終的には国会が決めることとなりますので、市町村による働きかけを含め、地方全体が強く声を上げることが重要と考えております。

次に、地方財政健全化法に基づく4指標についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、本県は実質黒字を維持しておりますので、比率がプラスの数値にはならないものと考えております。

また、実質公債費率については、平成18年度決算に基づく数値が公表されていますが、本県は15.2%です。

なお、将来負担比率については、現時点でも算定方法の詳細が明らかではありませんので、お答えできません。

次に、財務諸表の作成状況についてであります。県においては決算の数値を活用し、貸借対照表に相当するバランスシート及び行政コスト計算書を作成しております。

市町村においては、同様の方法で、バランスシートを23団体が、行政コスト計算書を16団体が、資金収支計算書を7団体が作成していると承知しております。

なお、純資産変動計算書については、県・市町村とも作成しておりません。

次に、財政に関する指標の策定についてであります。6月定例会でお答えしたとおり、本来、企業会計に準拠した透明性のある財務諸表が整備され、市場規律が働くことになれば、議員御指摘のような財政指標の策定等は不要であると考えております。

県では、こうした観点から、現在、会計制度改革に取り組んでいるところであります。

【牧野正博病院局長】

病院事業会計のキャッシュフローについてであります。現行の地方公営企業法上では原則、資本金の減資はできないものであります。会計処理上は累積欠損金を処理するための自己資本があることを説明したものであります。

また、借り入れ資本であります企業債につきましては、制度上減資ができないものであり、計画的に償還するものであります。

なお、キャッシュフローの改善のためには損益の改善が第一と考えますが、資金調達の方法といたしまして、他会計からの借り入れや今ある資産の流動化なども含めて、今後、キャッシュフローが危機的な状況にならないように努めてまいりたいと考えております。

【佐藤浩雄議員】

最初に、御答弁ありがとうございました。東京電力の活断層の隠ぺいと税の問題についてお伺いします。

御答弁では、隠ぺいはずさんな仕事、寄附は善意の組織の決定だと、簡単に言えばそういうことですね。しかし、例えば平成14年に発生したトラブル隠しのとき、ここに社長も来て、一人一人の行動綱領までつくったと豪語していったのです。ここにそのときの資料が全部ありますけれども、しかし、舌の根も乾かぬうちに柏崎刈羽原子力発電所から180点の異物が見つかりました。福島第一、第二原子力発電所も合わせると、1,000点以上見つかりました。何のためにそういう倫理規定つくったり、情報公開をしようと言ったのでしょうか。

その後、柏崎刈羽原子力発電所の活断層の問題については、もちろん設置する最初から問題になっていきましたが、新潟県中越地震のときも大問題になりました。今回の新潟県中越沖地震についても、当然、ずっと原発と活断層の問題は常にあったわけですから、発見したときにすぐ、安全であればなおさらのこと、公表しなければならぬでしょう。それを隠ぺいしておいて、それも1つの機関ではない。安全性をチェックする側の原子力安全・保安院も一緒になって隠ぺいしていたわけですから、それは、ずさんな仕事というのではないでしょう。組織の決定でしょう、それは。

だとすれば、それこそ寄附は善意かもしれませんが、善意が通じるためには、やっぱりそういうものとしっかりと分離ができるような形でなければならぬ。まるで礼束で県民のほっぺたをひっぱたくような、そういうようなやり方では、せつかくの善意は伝わらないでしょう。そういうことをしないためにも、しっかりとした情報公開や安全をチェックする制度をつくっていかねばならないと思うのです。

そういう意味で、やっぱり厳しく東京電力と、それから原子力安全・保安院に対し、厳しくその点について指摘をし、批判をし、そして改めるべき、今回はある意味ではもう最後のチャンスだと思います。ぜひお願いします。

それと、核燃料税を核保有税とすべきだと。現実的にすべての原発がとまっても、東京の生活が変わらなければ、今もってまだ安全だなどということ責任ある立場の人が言っていますが、東京の都民の生活が変わるぐらいでなければいけないと思うのです。そういう人たちにもはっきりさせるためには、核燃料税を核保有税にし、また送電するとき発生する送電税、原子力送電税にすべきです。そういう形でしっかり分離して、東京都民にも新潟県民の苦勞がわかるように、新潟県民が被害を受けている状況がわかるようにすべきだと思いますので、知事はその代表者ですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、今、将来負担比率や財政指標の問題が出てきましたが、しかし将来負担比率が350%と400%

という数字が出ていても、まだ計算ができない。これほど地方を無視したことはあるのでしょうか。しかも、分母は基準財政需要額で、新潟県の基準財政需要額は5,000億円以上です。その400%について、これは、逆に言えば財政数値がいかに危険な状態か、地方を無視しているか、地方財政の危機的状況を示していると思うのです。そういう財政指標でいいのか、またこの段階に来てはまだ計算できないような、地方を無視した法律をつくっていいのでしょうか。極めて地方分権に全く逆行している数字ではないのでしょうか。この点、知事はどう思うのか、はっきりとしていただきたいと思うのです。

それから、各種財政指標については、今の御答弁では、ちゃんと市場のルールというか、マネジメントというか、評価が県債だったら県債に評価されるようになれば必要ないと言っていますが、そもそも公会計といわゆる企業会計、財務会計は違うものです。利益を目的にした民間会計と違い、我々は利益を目的にしているわけではありません。したがって、そこにはいろんな公会計上の制度をつくらなければならぬはずなのです。

今回の病院企業会計について、私も維持指数を計算してみました。一挙に去年からことし、12倍もはね上がっているでしょう。ということは、病院会計のキャッシュフローに危険性が迫っているということを示しているわけです。そういう指標を入れた新潟県財政システム改革条例が必要である。なおさら完璧性を必要とすれば必要である。そして、皆さん方が内部管理をするためにも必要……

【長津光三郎議長】

佐藤浩雄君、時間が超過しておりますので、結論を急いでください。

【佐藤浩雄議員】

ぜひそういう意味で、財政システム改革条例をつくっていただきたい。ここに私は持ってきましたが、こうやって国のものにやっていけば、見てください。毎年、予算がプラス・マイナス、プラス・マイナスになります。こういう状態をつくらないために、私たちの内部規律として必要ですので、ぜひもう一度考えていただきたいと思います。御答弁をお願いします。

【泉田裕彦知事】

まず、東京電力のマネジメントの話であります。

活断層かもしれないという可能性の段階で、なぜ公表ができないのか。組織マネジメントができていないという点は是正するように、これは本県だけではなくて、日本全体にかかわる問題でありますので、今後とも強く主張してまいりたいと考えております。

次に、核保有税の関係ですけれども、核保有税は、議員が言われるように停止している原発であれば、新規の運び込みがないわけですね。新規に運び込みがないものに課税をしたって、やっぱり今と状況は変わらないということだと思っております。動かすか動かさないか、決まっていない段階で議論するのは時期尚早だと思っております。

最後に、事業会計ですけれども、事業会計は地方公共団体が病院とか、電気事業会計というのがありますけれども、それらを運営しているだけで、企業そのものであるわけです。なぜ地方公共団体が運営すると、国際会計基準と違うものが要するのか。そういう自分たちだけが別だということをやると、わけがわからなくなると。広く一般市民にだれでもわかるように情報公開をするというのが筋だと考えております。

【鶴巻嗣雄総務管理部長】

今回、総務省が提示いたしました早期健全化基準等は、現行の地方財政再建促進特別措置法の基準や地方債の発行制限の基準を踏まえたものと聞いております。詳細が不明確な部分もありますので、基準自体の適否についてはお答えできません。

【佐藤浩雄議員】

まず、原発の関係ですが、ぜひ強く東京電力、原子力安全・保安院にそれぞれシステム改革も含めて、原子力安全・保安院の経済産業省からの独立も含めて、しっかり言っていただきたいと思います。

それで、核燃料税のことですが、核燃料は運転できなくとも、現在入っています。核燃料が押さえられていますから、現在入っている限り、あるいは廃棄物も今回崩れて問題になった山のほうに積まれているでしょう。そういう状況を監視するために行政需要が出ているわけですから、あるいはいろんな安全を伝えるために、そういったものも含めて、やっぱり核、言葉的には私は核保有税というのがいいのかどうかという問題ではなくて、現にあって、行政需要が発生している、それに対応するものとして必要だ。

もう一つは、私が東京に行って、都民を見ても生活が全然変わらない。柏崎刈羽原子力発電所がすべてとまって、大変な状況になっている。しかも、東京都知事なんかは、今までは少なくとも原発は安全だ、安全だと言っている人です。そういう人たちが、新潟県民がいかに苦勞しているかちゃんとわかって、苦勞を分かち合うような形でなければならない。そういう意味ではやっぱり送電税をきちっと位置づけて、議論すべきだと私は思います。一朝一夕にできるという意味で私は言っているのではありませんが、ぜひ真剣に検討していただきたい。

それから、先ほどの財政システムについて、例えば新潟県の過去の時系列的に、プラス・マイナスで、ストップ・アンド・ゴーを毎年繰り返している決算。こういう状況は、結局国の財政政策により、誘導されてきた結果です。確かに地方財政計画の中でそういう誘導措置があるわけですがけれども、しかし今のようにそれに全部をゆだねていったら、夕張市のようなになるわけですから、逆に言えば我々自身が一つのルールを決めていく、基準を決めていく、あるいは財政運営のシステムを決めていくことが、我々の地方分権を確立していく、地方自治の原則からすれば大事なことなのです。我々自身が内部チェックをして、議会側と皆さんの執行部側がお互いにチェックし合って、同じ共同の情報を公開し合って、検討し合うということは必要です。その前提は、県民に財政情報が必要であるわけです。

ぜひ今のように何が何だかよくわからない指標の決め方、そして法律が決まっているのにまだ計算方法も明らかにできないなどというやり方では困るので、しっかりと国に対しても申し入れてほしいし、ぜひその点についてもう一度御答弁いただきたいと思います。

【泉田裕彦知事】

核燃料税についてであります。原子力発電所の将来がどうなるか決まっていない段階で議論するのは時期尚早だと考えております。

【鶴巻嗣雄総務管理部長】

再質問にお答えします。

先ほど知事が答弁させていただきましたように、基準については具体的な案を明らかにした上で、地方側の意見を聞く機会を設けるべきという意見書を出したところであります。

それから、もう一点、独自の指標という観点でございますが、先ほども答弁させていただきましたけれども、企業会計に準拠した透明性のある財務諸表が整備されることにより、市場規律が働くこととなりますので、独断の指標の策定は不要であると考えております。

以上です。